

被災者生活再建支援制度・り災証明書について

今般発生した、東北地方太平洋地震により多数の住家が全壊等の被害が発生したことから、福島県全域で被災者生活再建支援法が適用になりました。この支援法は今回の災害により生じた、住宅の被害に応じて、国から支援金が支給されるものです。

支給金額は①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金：最高額100万円）と②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金：最高額200万円）の※合計額となります。

この制度で該当となるのは住宅の被害が「全壊」か「大規模半壊」に限られています。被害の程度については、国や県の基準に従って、町で調査を行い「り災証明書」を発行します。申請後、県を通じて（財）都道府県会館（被災者生活再建支援法人）の審査を経て指定の口座へ支援金が振り込まれます。

申請の詳細については、4月中旬を目途にお知らせしますので、申請を希望される方は災害対策本部または税務町民課へお問い合わせください。なお「り災証明書」は、本支援制度以外にも各種制度でも必要になる場合があります。

※支給額については、世帯員が複数か単数かでも区分が違います。

注）住宅の被害が大きく、そのままにしておくに非常に危険なため申請前に家屋を解体する場合は、被災家屋の全景写真及び被害箇所、屋内の様子を詳細にカメラ等で記録しておいてください。また、事業者の家屋の解体証明書を受けて下さい。

問合せ先 災害対策本部 ☎62-2111・税務町民課 ☎62-2112

住宅について

町では、被災により現在の住宅に引き続き住むことが出来ない方のために、下記のように対策をしております。なお、町営住宅、定住促進住宅については、満室のため入居できません。

- 1) 民間アパートへの入居
民間アパートについては、数に限りがありますのでお早めに各事業所へお問い合わせください。
- 2) 仮設住宅への入居
仮設住宅については、現在、県で候補地を選定し、町内でも1~2か所で建設予定です。入居申し込みや入居条件については後日改めてお知らせします。
- 3) 避難所への避難
町設営の避難所については、町老人福祉センター、町公民館に設置しております。
- 4) 町外等への一時避難
他市町村や他県で、避難する方を受け入れ可能な施設、住居を県で紹介しています。

問合せ先 災害対策本部 ☎62-2111

各種資金の貸付制度について

◇生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付 ◎問合せ先 社会福祉協議会 ☎62-6428
限度額10万円、対象：今回の災害により被災した町民、所得制限有

◇災害援護資金 ◎問合せ先 総務課 ☎62-2111
限度額350万円、年利3%、償還期間10年間（据置期間3年）
対象：今回の災害により家屋・家財に一定以上の被害を受けた方、所得制限有

◇母子寡婦福祉貸付金 ◎問合せ先 健康福祉課 ☎62-2115
対象：母子家庭の母、寡婦

◇災害復興住宅融資（建設、新築購入、補修） ◎問合せ先 住宅金融支援機構 ☎0120-086-353
対象：災害により住宅が一定以上の被害を受けた所有者、（独）住宅金融支援機構の審査有

この他にも個別にご相談を受け付けます。 問合せ先 総合相談室 ☎62-2111（総務課経由）

「町内の道路の被害状況（特に被害の大きかった箇所）」



▲決壊寸前だった備之沢池前の道路（備之沢町）



▲五斗崎池付近でも巨大な亀裂により一時通行が不能に（五斗崎町）



▲崖側から大きく崩落した道路（岡ノ内）

東北地方太平洋沖地震災害箇所図



町内道路
被災箇所
83ヶ所

平成23年3月25日作成

《通行止め箇所》

奥道笠石高架橋（中町・旭町地内）
サカサ池付近（笠石地内）
備之沢池付近（備之沢町地内）

《路線規制箇所》

五斗崎池付近（五斗崎町地内）、その他
都市公園では前山公園、
鳥見山公園も規制されています。

道路も各地で寸断
今回の震災では、町内の各所の道路でも多くの箇所が、破断しました。現在は、破断による応急処置が行っており、交通規制がある箇所もあります。被害が大きかったのが、下水道マンホールの浮沈によるものと池周辺の道路が崩落したものです。全ての道路の本復旧までには相当の時間が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。



▲サカサ池付近で崩壊した道路（笠石町）

※町内全域の道路で被害が出ているので、交通の際は十分注意してください。

▲強い揺れにより破断した笠石の高架橋（中町）

▲地震で陥没した道路が町内のいたる所で見られました。（本町）